

**第2次安平町総合計画**

# **後期基本計画策定方針**

**令和4年5月**

**政策推進課**

## 1 はじめに

平成29年3月に第2次安平町総合計画 基本構想を策定し、『育てたい 暮らしたい 帰りたい みんなで未来へ駆けるまち』の実現に向けた取り組みを進めています。

この策定方針は、基本構想を実現するための中期的な指針として策定している中期基本計画が令和4(2022)年度をもって満了することから、令和5(2023)年度から4カ年を計画期間とする第2次安平町総合計画 後期基本計画を策定するための基本的な方針を示したものです。

## 2 総合計画の位置付け

- ◇安平町まちづくり基本条例第23条において、長期的な展望に立ち、総合的で計画的な町政運営を進めるための最上位計画として総合計画の策定を義務付け、その構成は「基本構想」「基本計画」とすることが規定されています。
- ◇安平町議会基本条例第3条により、「基本構想」「基本計画」は議決案件となっています。

## 3 総合計画の計画期間、策定にあたっての基本事項等

### (1) 第2次安平町総合計画の期間、構成

ア	基本構想	平成29(2017)年度～令和8(2026)年度	[10年間]
イ	基本計画	前期基本計画	平成29(2017)年度～平成30(2018)年度 [2年間]
		中期基本計画	平成31(2019)年度～令和4(2022)年度 [4年間]
		後期基本計画	令和5(2023)年度～令和8(2026)年度 [4年間]
ウ	実施計画	基本は各年度において3年間の計画を策定し、毎年度見直しを行う。 ただし、基本計画の策定年度については、4年間の計画を策定。	

#### ●基本構想（10年間）

長期的な指針として、当町の将来像や施策の大綱を示すものです。

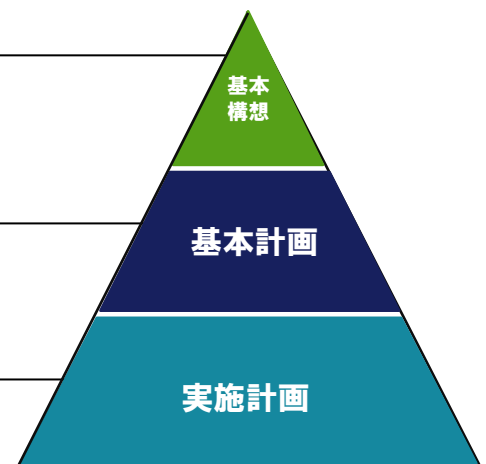
#### ●基本計画（前期2年間、中期4年間、後期4年間）

基本構想を実現するための中期的な指針となるものです。  
項目別に現状と課題、施策や事業の方向性などを示し、  
施策の達成度を測るための成果指標を設定します。

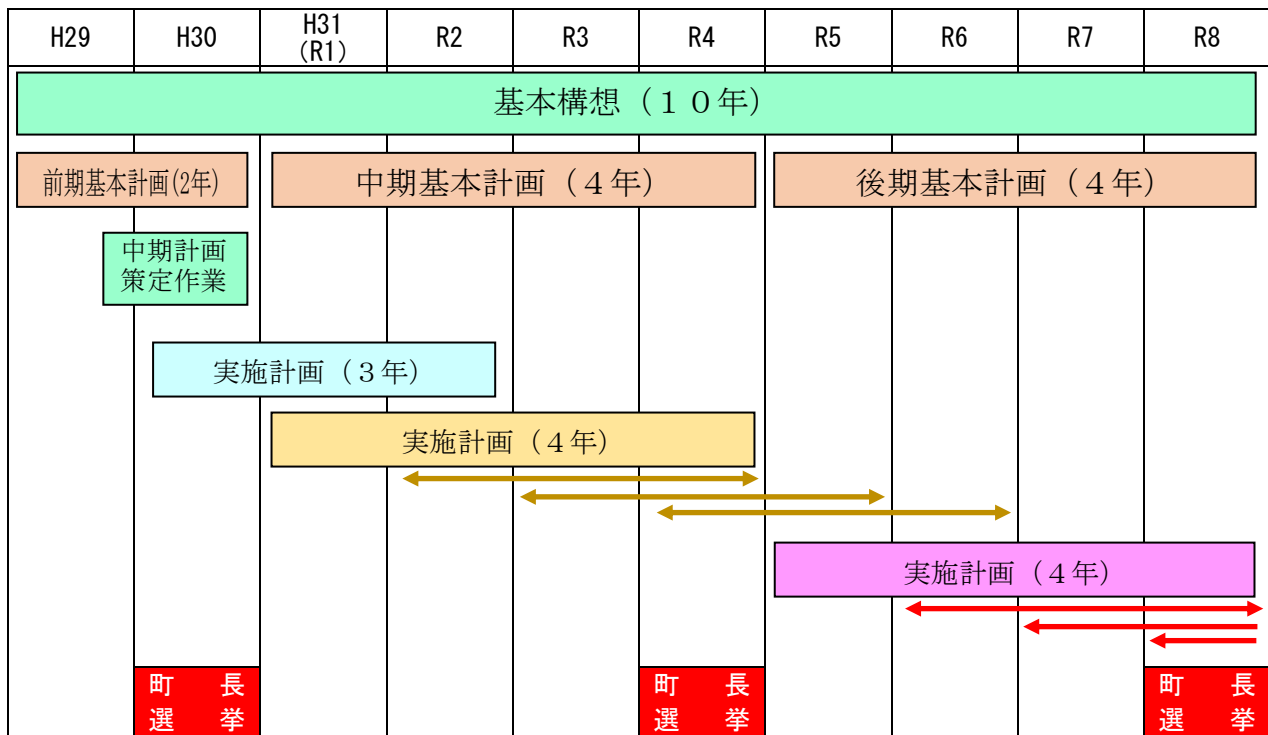
#### ●実施計画（3年間とし、毎年度見直し）

基本計画に基づいた主要事業（事務事業）の具体的内容を集約したものであり、予算編成の指針となります。社会経済情勢等の変化に柔軟に対応するため、向こう3カ年の事務事業計画を毎年度見直し繰り返します。

\* 中期基本計画・後期基本計画の策定年度に限り、財政計画と整合性を図るため4年間とする。



<第2次安平町総合計画の構成>



\*従来、総合計画は最上位計画でありながら、計画期間中に首長の改選があるため、ローカルマニフェスト（選挙公約）との整合性に課題があったことから、第2次安平町総合計画基本構想の策定時にはこれらの課題を解決するため、令和8年の町長選挙に向けた基本計画期間の調整を行い、これを踏まえた基本構想期間としている。

(2) 安平町復興まちづくり計画の位置付け

安平町復興まちづくり計画の期間は、令和元年度から令和4年度までの4年間としていますが、復興に向けては、長期的な視点を持って取り組むべき課題も多いため、令和5年度以降については、後期基本計画の中で復興後のまちづくりに関する内容を盛り込み継続して取り組んでいくこととします。

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
総合計画	中期基本計画				後期基本計画			
復興計画	復興まちづくり計画							

復旧期	→							
復興期		→						
復興発展期			→					

【復旧期】 全ての町民が生活再建の見通しを立てられるよう、生活基盤や社会基盤の復旧などを  
目指す期間

【復興期】 復旧された生活基盤や社会基盤をもとに、本格的な復興を目指す期間

【復興発展期】 安平町が魅力と活力ある町として生まれ変わり、発展していく期間とし、次期総合計画である「第3次安平町総合計画」へと引き継ぐもの

### (3) 後期基本計画の策定にあたっての基本的事項、策定ポイント

次の基本的考え方・策定ポイントに基づき、総合計画 後期基本計画の策定を行います。

#### ①中期基本計画の進行管理（KPI含む）、評価検証、改善

→PDCAサイクルを目指し、計画・実行後の結果を十分に検証の上、改善策や次の施策の展開につなげていくこと。

#### ②社会情勢の変化、町長公約との連動・整合

→基本構想に基づき、計画期間中の社会経済情勢の変化への対応や、計画期間中に改選となる町長公約と総合計画との連動及び整合を考慮し、策定を行うこと。

#### ③SDGs（持続可能な開発目標）を意識した取組み

→持続可能なまちづくりと地域活性化を図るため、総合計画内における各施策項目に持続可能な世界を実現するための17の目標の位置付けを定義するとともに、SDGsの視点を持った施策展開の意識付けを行っていくこと。

#### ④町民参画

→安平町まちづくり基本条例の理念にのっとり、複数の町民参画を行うこと。

・審議会・モニター制度・ワークショップ・町民意見聴取（パブリックコメント）など

#### ⑤その他

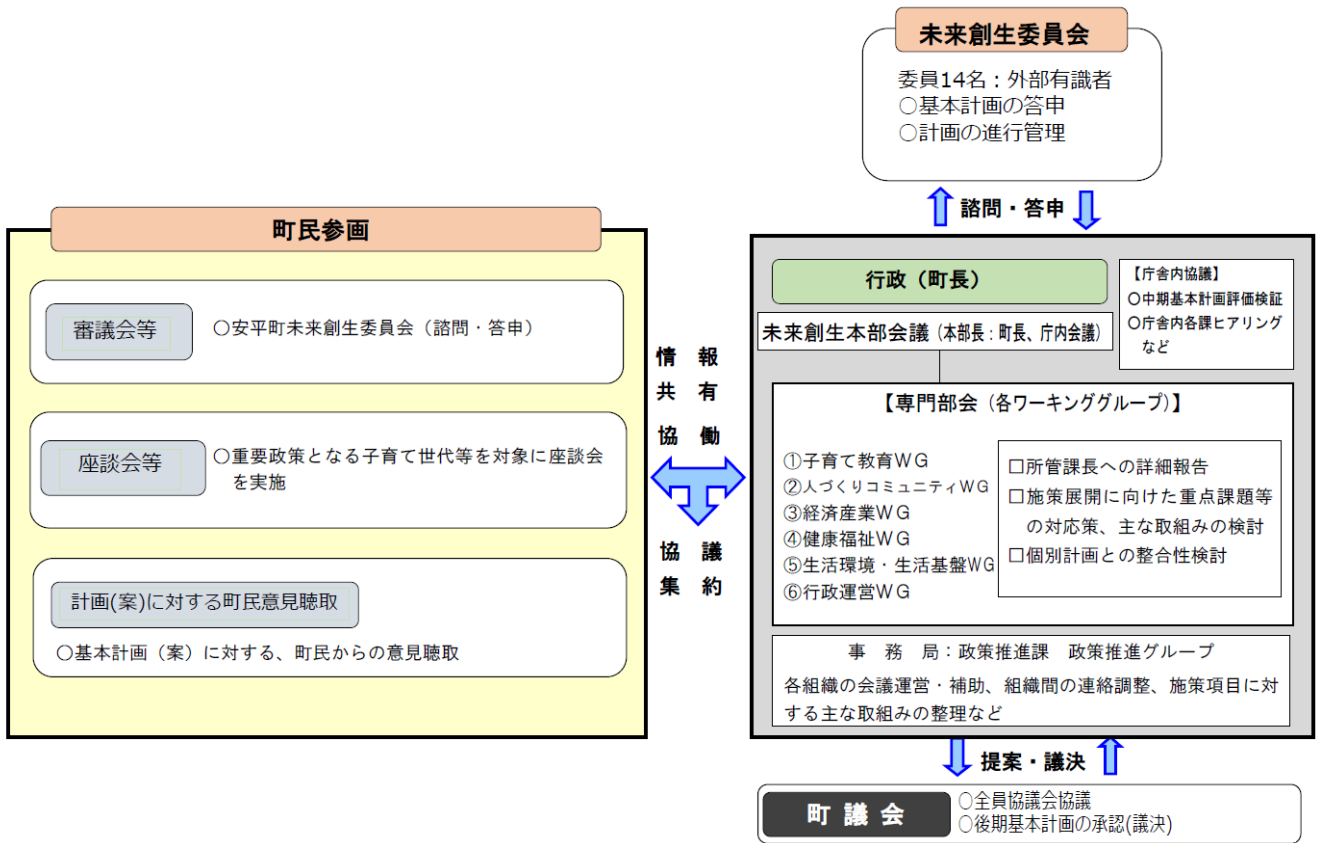
・従来同様、民間事業者への策定委託は行わず、総合計画の策定作業は職員自らが行う。

・後期基本計画の基本的な方向性について、庁舎内に設置している未来創生本部及び専門部会や庁舎内グループウェアを活用し、全職員で確認、共通認識を図る。

## 4 町民参画

町民参画の種類	内 容
① 安平町未来創生委員会	町長の諮問により、中期基本計画の策定に関して調査審議し、答申を行う。
② 座談会 (モニター制度・ワークショップ)	安平町への移住者を主な対象に、各種施策と移住・定住に係る意見等についての座談会を開催。 *任意抽出（転入者、子育て世代など）
③ 町民意見聴取(パブリックコメント)	後期基本計画（案）について、町民意見を聴取し、その反映結果を公表するもの。

## 5 計画策定体制のイメージ



### 【庁舎内組織】安平町未来創生本部及び専門部会（ワーキンググループ）

設置趣旨	総合計画の策定に係る全庁的な合意形成及び十分な連絡調整を図るとともに、これらの進行管理を図る。
構成	◇本部長—町長 副本部長—副町長 各部局の課長職、参事職で構成 ◇必要時に応じて専門部会を設置（6部会～総合計画の施策分野別）

## 6 全体スケジュール（イメージ）

	令和4（2022）年度												令和5 （2023）年度		
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
町民参画				座談会									パブコメ		
未来創生委員会			委員会①		委員会②			委員会③					委員会④	2023年度以降 は進行管理と 外部評価の役 割	
未来創生本部会議			会議	→											
未来創生本部 専門部会			部会	→											
策定作業			策定方針 決定	作業開始 ・中期基本計画の評価検証作業 ・施策展開に向けた方向性調整			基本計画 入力開始		素案 作成						
議会				議会説明			議会説明			3月議会提案					
計画書の印刷製本等													印刷 製本		
広報・住民周知				広報特集						広報特集					
町ホームページ	随時 掲載・更新			→											